

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (6月27日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第35号の上程、説明、質疑、第5次総合計画審査特別委員会の設置、委員会付託	5
諸般の報告	8
散会の宣告	8
第 2 号 (6月28日)	
開議、閉会の日時	11
出席議員	11
欠席議員	11
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	11
事務局出席者	11
議事日程	12
開議の宣告	13
議案の訂正の申出について	13
議案第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	17
署名議員	17

平成28年第6回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成28年6月27日
会期 2日間
閉会 平成28年6月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月27日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第35号質疑、第5次総合計画審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第35号第5次総合計画審査特別委員会 (説明～検討)
6月28日	火	委員会	午前10時	議案第35号第5次総合計画審査特別委員会 (検討、質疑～採決)
		本会議	午後3時	第5次総合計画審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決(閉会)

会期日数 2日間 本会議日数 2日間 委員会日数 2日間

平成28年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成28年6月27日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成28年6月27日 午前10時00分)

散 会 (平成28年6月27日 午前10時23分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 濱 覺
4 番議員	金 城 勇	9 番議員	東 武 久
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	企画観光課長	福 地 亮
副 村 長	島 袋 幸 俊	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	建設環境課長	新 城 寛
総務課参事	大 嶺 実	会 計 課 長	山 城 咲 代
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 長	米 須 邦 雄
住民福祉課長	宮 平 和 美	教 育 課 長	山 城 均

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議 案 第 3 5 号	大宜味村第5次総合計画の策定について	提案説明 質疑～付託

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成28年第6回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日とあすの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日とあすの2日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第35号の上程、説明、質疑、第5次総合計画審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定について
大宜味村第5次総合計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村総合計画策定条例（平成24年条例第1号）第4条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月27日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村第4次総合計画の期間（平成18年度～平成27年度）の満了に伴い、大宜味村第5次総合計画（平成28年度～平成37年度）を策定し、基本構想及び前期基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策を推進するため、本案を提出する。

概要につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 大宜味村第5次総合計画の概略を説明します。

策定に当たっては、3月定例議会での議案提出を視野に入れ、平成27年6月から取り組んでまいりましたが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたことに伴い、本村も地方版の総合戦略を策定する必要になりました。

平成28年2月に、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。その内容が、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を提示するものであり、総合計画に大きくかかわる計画となっています。大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定後の3月以降に両計画の整合性を持たせるために素案をまとめ、住民意見交換などを行い、きょうの提案となっています。

第5次総合計画は、第4次総合計画の基本計画をもとに、各課とのヒアリングを通し、実施した事業と積み残された事業の検証を行ってきました。また、村民アンケートや各区、各種団体とのヒアリングを通して現状の把握に努め、本村の課題を整理するとともに、村民の意向を計画に反映できるよう、方向性を検討してきました。

これらの検討結果をもとに、今後10年間の将来像を想定し、人口目標重点施策及び施策の大綱を示しています。

将来像、基本目標については「第4次の健康長寿のいきいき輝く文化の村」を踏襲しつつ、第5次では「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」と設定し、それを実現する柱として、豊かな自然が生み出す活力ある村づくり、健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり、歴史に学び人を育む文化の村づくり、安全、安心な住みよい村づくりの4本柱にしています。目標年度を平成37年度とし、目標人口を3,200人と設定しています。

重点施策として、未来を担う人材の育成「人材を以て資源と為す」、公有財産の活用による産業の活性化、地域資源を活かした滞在型観光の推進の3つを設定しています。

以上の内容により、内部検討委員会及び4つの住区での住民意見交換会を経て、林優子名桜大学上級准教授を会長とする大宜味村第5次総合計画審議会に諮問し、6月14日に答申を受けています。

なお、詳細については、特別委員会等において説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 議案第35号 大宜味村第5次総合計画については、3月議会で事業費864万円を明繰した事業です。

本案は、平成27年度から平成28年度のもので、本村における総合的かつ、計画的な行政の運営を図る

ために策定したものです。それで議会としても責任のある審査をしなければならないので、いきなり議案を提出して、議会は追加機関にさせていただきたくない。議会に素案を段階から情報の提供や勉強会を持ってほしいと要望していました。

しかし、議案説明書の参考資料によると、村長から総合審議委員会へ諮問書と総合計画審議委員会会長から村長への答申書のかみ文書と策定の経過、日程事項だけですよという人が、どういう人が審議委員会の何をどのように審議したか内容も定かではなく、答申書では本審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申しますとだけでは、責任のある審査は厳しいと思っております。

よって、議案説明書の追加資料として、村長から総合審議委員会への諮問書の別添、大宜味村第5次総合計画と、審査会の委員の略歴等の入った名簿、審議会で審議内容のわかる議事録を求めます。

詳しくは、追加資料に基づき、詳細については第5次総合計画審査特別委員会で審議等を行いたいと思います。ちなみに、総務常任委員会は学校施設跡地利用について、所管事務調査を平成27年7月29日に、うるま市と今帰仁村で現地調査を行いました。また、適正化法の審議会も検討しましたが、6月24日の議会運営委員会後に学校跡地利用研修会を、大宜味村第5次総合計画を審議する前に、議会に事務局のはからいで情報を共有し、研修することを配慮し、経済建設委員会や村当局も参加してもらいました。また、私は住民説明会の資料に基づいて、本案について修正議案の提出の準備をしていましたが、私が一部修正する事項とほぼ同じ内容での提案でしたので、修正議案の提出をやめましたので報告します。質疑の件、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 吉濱議員の要望というか、質疑に答えたいと思いますが、名簿については、けさ提出させていただいておりますが、内容を再度確認させていただいて、どういうものが必要なのかというのを後で調整させてもらって、提出させていただきたいと思います。

また、議事録については、まとめておりますので、後で提出させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

8ページですけれども、総合計画の構成と期間の中で、基本構想と基本計画は提出されているからわかるわけですが、この実施計画の中で各種事業を実施するための財政措置等を講じるものの実施計画の期間は3年間で、1年から3年ごとに見直しを行うということで、これはローリング方式になると思うんですが、この財政措置のあらわし方は毎年度、単年度予算であらわすのか。また恐らく、私は前に議決されました過疎計画が主体になるかと思うんですが、その辺お伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田議員の質疑にお答えします。

3年ローリングと前計画の中で事業が実施されていくんですが、まず計画の中で、実施計画の中に5年計画というものを財政的にも、予算面も含めて全部あらわされているということになります。またそのほかの事業計画がありますので、過疎計画があつたり、あとほかの事業計画がありますので、その計画にあわせていくと。財政面に関しては、中長期財政計画を作成、策定までは至っておりませんが作成をしております。これは毎年度毎年度見直しをしながら作成しておりますので、それとあわせて事業計画

をつくっていくと。また当初予算の編成時にその中長期の財政計画を見ながら、今後の基本計画とあわせて事業計画を、予算をつくっていくということで、毎年度見直していくということになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する第5次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号については、9人の委員で構成する第5次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました第5次総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって第5次総合計画審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時17分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に第5次総合計画審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前10時23分)

平成28年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 平成28年6月28日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成28年6月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成28年6月28日 午前11時33分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		議案の訂正の申出について	
2	議 案 第 3 5 号	大宜味村第5次総合計画の策定について	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案の訂正の申出について

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案の訂正の申出についてを議題とします。
本件について、訂正の理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。

昨日、議案提案後、議案の中に訂正をしなければならない要件が出まして、今回、議員の皆さんに訂正の申し出をしているところでもあります。

では、読み上げて訂正をお願いしたいと思います。

議案の訂正の申出について

平成28年6月27日提出した、次の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、承認願いたく申し出ます。

- 1、訂正する議案、議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定について。
- 2、訂正する理由、記載誤りによる。

3、修正箇所、19ページ、(4) 高齢者福祉の充実。「総合福祉保健センター」を「総合福祉センター」に改める。50ページ、《基本施策》(2) 商業拠点施設の整備。「大宜味中学校周辺」を「旧大宜味中学校周辺」に改める。67ページ、《計画の方針》「大宜味村いきいきシルバープラン(仮)」を「大宜味村いきいきシルバープラン」に改める。

以上、訂正をお願いしたいと思います。よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（平良嗣男） 以上で訂正の理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正の申出について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申出については、許可することに決定しました。

- 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時03分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◎議案第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。第5次総合計画審査特別委員会委員長。

大 議 第 104号

平成28年6月28日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

第5次総合計画審査特別委員会
委員長 金 城 勇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第35号	大宜味村第5次総合計画の策定について	原案可決 賛成多数

（金城 勇第5次総合計画審査特別委員会委員長 登壇）

○ 第5次総合計画審査特別委員会委員長（金城 勇） ただいま議題となりました議案第35号について、第5次総合計画審査特別委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、副村長及び関係課長等の出席を求め、6月27日及び28日の2日間にわたって審査を行いました。28日の審査においては、村長、教育長も出席し審査を行いました。

大宜味村第5次総合計画は（平成28年～平成37年）までの10年間の総合的かつ計画的な施策推進するためのものであります。

先ず、施策の基本目標・理念は第4次総合計画の基本理念を踏襲しつつ、将来像を「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」として、基本目標は大きく4つの柱で、豊かな自然が生み出す活力ある村づくり（産業の振興）、健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり（保健・福祉の充実）、歴史に学び人を育む文化の村づくり（教育・文化の振興）、安全、安心な住みよい村づくり（生活環境の整備）を基本目標に掲げております。目標人口は、平成37年度時点で3,200人と設定しており、重点施策としては、①未来を担う人材の育成「人材を以て資源と為す」、②公有財産の活用による産業の活性化、③地域資源を活かした滞在型観光の推進であるとの説明でした。

議案第35号の質疑についての概要を説明します。議案の差し替えや議案の訂正の申し入れがあったが、今後提出の際には十分精査を重ねて欲しいとの質疑に対し、村長は、精査をやってきたつもりではありましたが、今後はしっかりと職員間でもチェックを行い精査を行ってまいります。との答弁でした。

討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定についての討論を行います。討論ありませんか。
8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 議案第35号 大宜味村第5次総合計画について、反対の立場で討論を行います。

議案第35号 大宜味村第5次総合計画については、3月議会で事業費864万円を明許繰越した事業です。本案は、平成28年度から平成37年度まで、本村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するものです。それで議会としても責任のある審査をしなければならないので、いきなり議案書を提出して、議会は追認機関にさせていただきたくない。議会は、議会に素案段階から情報の提供や勉強会を持ってほしいと要望していましたが、実現することはありませんでした。

総務常任委員会は、学校施設跡地利用についての所管事務調査を平成27年7月29日にうるま市と今帰仁村で現地調査を行いました。また、適化法の学習会も検討しましたが、6月24日の議会運営委員会後に学校跡地利活用研究会を大宜味村第5次総合計画の審議をする前に議会事務局長のはからいで情報を共有し、研修することを考慮し、経済建設常任委員会や村当局も参加して持つことができました。学校跡地利活用研修会での講師の島田克也氏は、今帰仁にある某小学校跡地の成功事例として紹介しているが、経営の面から見ても賃貸料などが発生していないから経営が可能であり、その恩恵がなければ厳しい。また客が思うようにふえていない。また地域創生事業の職員派遣メニューもあったと思うので、村に職員を派遣してもらい学校施設跡地利用の業務を遂行してもらおう方法もあるのではないかとの助言もありました。

議案書では、今後は世界遺産登録に向け、貴重な自然を保全、継承していくための取り組みを実施していくこととしています。しかし、グリーンツーリズム等の複合体を想定したまるごとツーリズム協会も現存しています。また、やんばる3村観光連携拠点施設が国頭村に建築中で近々供用開始されますが、今後どのように連携した拠点づくりをするのか見通せません。

さらに、村総合計画審議会の議事録によると、シークワサーの現状として消費量は少なく、生産過剰であるという担当課長の発言に対し、生産過剰というよりは消費が追いつかないためにこのような現象になっていると思う。さらに、産業化や商業化する際に、全て行政がバックアップをすることは難しいと思うので、支援策が事業化されるとよいと林会長の発言と、生産者と行政の協力体制が高まればよいとの議事要点の委員意見もあり、当局との認識のずれは計画的な行政運営を図った策定に疑問を感じます。

参考までに、大宜味村第4次総合計画の村当局の自己採点点検は「成果あり」が48.9%となっています。私は将来に向けて、安心して実効性の期待できる計画を提案してほしいと考えています。残念ながら、本計画が総合的かつ計画的な行政運営を図った策定だとは思えませんので反対せざるを得ません。

どうか、本議案に対する各議員の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 私は、本議案に賛成の立場から討論をいたします。

先ほど反対討論者の発言の中で、議会から説明会や勉強会を希望したが、それが持たれていないという発言がありましたが、これは議会として勉強会、説明会というのを要求したことはないんじゃないかと思えます。それは反対者の、自分のお考えでそう申し上げたかと思えます。それで去る24日、当局から本案に対する事前説明会を委員会室において行われておりますことを、まず、最初につけ加えておきたいと思えます。

本総合計画は、村民と行政にとって村づくりを進める指針となるもので、今後10年間の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた目標や必要な施策を定めたものであります。村づくりを支える総合的な行政運営の基本方針を示すものであります。本総合計画の策定に当たっては、村民アンケート調査と各区、各種団体等のヒアリングを通して、現状を掌握し、村民の意向を計画に反映できるように計画がなされているわけでありまして、この総合計画、いわゆる基本計画は、10年単位と5年単位となっておりますけれども、あくまでもそれは大綱の策定でありまして、質疑の中で私申し上げましたが、実施については各単年度予算でのローリング方式でやっていくというお答えがございました。

よって、本案に賛成の立場から討論をし、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、討論を終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第35号 大宜味村第5次総合計画の策定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成28年第6回大宜味村議会臨時会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(午前11時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員